

令和5年2月期 定例教育委員会議

- ・開催日時 令和5年2月10日（金） 午前10時00分から
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 会議室
- ・出席者
教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者
教育次長兼教育総務課長 森井克則
学校教育室長 東浩朗
生涯学習室長兼世界遺産・
文化財総合管理室長兼文化財課長 吉澤則男
こどもえがお部長 川浦幸次
教育総務課参事 大前満
食育・給食課長 中西敬之
学校教育課長 角田浩太郎
こども政策課長 森本美津子
子育て給付課長 吉井裕子
社会教育課長 寺元正治
世界遺産課長 南口修二
陵南の森公民館長 榭井恵美
青少年児童センター館長 京谷雅敏
図書館課長 南里民恵
スポーツ振興課長 梁川泰延
- ・事務局
教育総務課課長補佐 萬田正英
教育総務課主任 藤川翔平
- ・議事日程
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 教育長月次報告

- 日程第 3 議案第 31 号
羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 32 号
羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 5 議案第 33 号
執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 6 議案第 34 号
国史跡古市古墳群保存活用計画のパブリックコメントの
実施について
- 日程第 7 議案第 35 号
後援名義の使用許可について
- 日程第 8 その他
・ 日程調整など
- 日程第 9 議案第 36 号
令和 5 年度羽曳野市一般会計予算（教育委員会関係）（案）
- 日程第 10 議案第 37 号
令和 5 年度羽曳野市立学校管理職人事について

開会：午前10時00分

《教育総務課課長補佐》

今回、日程第9議案第36号として上程させていただいております「令和5年度羽曳野市一般会計予算（教育委員関係）（案）」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算の内教育に関する事務に係る部分その他特にその他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」とされており、教育委員会議の中でご意見を徴取させていただくものです。

それでは、村田教育長よろしく申し上げます。

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

議事多数のため省略されました。

日程第3 議案第31号

羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 社会教育課長より、資料に基づき、羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《社会教育課長》

議案第31号、羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

厚生労働省令の改正により所要の改正を行う必要があるため、その改正について意見を伺うものです。

内容としまして、羽曳野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第7条に安全計画の策定および取扱い並びに第13条に業務継続計画の策定などに関する条文を追加します。

また具体的には、1番目は、安全計画の策定等の義務化。2番目は、業務継続計画の策定等の努力義務化。3番目は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化。4番目に自動車を運行する場合の所在の確認等に関する規定が追加となります。

施行期日は、令和5年4月1日です。

改正する規則案、新旧対照表等を添付させていただいています。よろしくお願いいたします。

《教育長》

安全計画と業務継続計画を令和5年度中、令和6年3月31日までに策定しなければならぬということですか。

《社会教育課長》

その通りです。

【採決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第32号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 子育て給付課長より、資料に基づき、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《子育て給付課長》

議案第32号、羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、本市の幼稚園、こども園等を含む特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定めるものです。

この度、次の2点について、国の法令が改正されたことにより、本条例の一部を

改正するものです。

1点目は、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が令和5年4月1日に施行されることに伴い、学校教育法及びこども・子育て支援法に項の新設や削除が生じることから、本条例においても所要の改正を行うものです。

施行期日は、令和5年4月1日です。

2点目は、施設の管理者に対する、懲戒に係る権限の乱用禁止規定を削除するものです。

令和4年12月16日に民法が改正され、これまで「親権を行う者は必要な範囲内でその子を懲戒することができる」とされていましたが、これが、児童虐待を正当化する口実となり得ることも考えられた事から見直しが図られ、この条文が削除されたものです。

これに伴い、国の政令が改正され、本条例においても、幼保連携型認定こども園等の管理者に対する懲戒に係る権限の乱用禁止規定を削除するものです。

施行期日は、公布の日です。

説明は、以上です。

《教育長》

この改正は、今色々と問題になっている保育士さんの虐待事案とか、そういうことは別に関係ないのですか。

《子育て給付課長》

もっと以前から議論されています。

この懲戒規定に関しては4・5年前から検討を図られていたようです。

《多田委員》

教育長からも話がありましたが、保育士さんの色々な不適切な事案があったと思いますが、その辺のことを罰則するような条文は入っているのですか。

《子育て給付課長》

今回の条例は、施設の管理者に規定されていた懲戒をする場合には、こういうところに気をつけてくださいと書かれていた部分が全部削除されたイメージになります。

《こどもえがお部長》

今回、民法の改正に合わせ国の政令が改正されています。

民法を改正するにあたっては、かなり長期間の議論がされています。根幹となる法律ですので、かなり議論された結果、民法が改正され政令、条例が改正された

という所です。ですので、今の条例改正の議論の中では、いわゆる保育士さんの不適切な保育という所までは、実質上時間的なところもあって含まれていないと考えております。

今後、その部分については、議論されていくと私自身は思っています。今回の条例改正では、あくまで民法改正の流れの中での事とご理解いただければと思っています。

《多田委員》

職員に対する服務規定は、別にあるという事ですか。

《こどもえがお部長》

そうです。

《多田委員》

そういう所には入っていますか。

《こどもえがお部長》

罰則までは入っていないと思います。

《多田委員》

わかりました。

《古山委員》

私もまだ勉強の途中ですが、こども家庭庁ができこども基本法ができるという事で、先日、内閣審議官の青写真の説明を聞きましたが、こども家庭庁が何をするのか、こども基本法に合わせて条例などの修正をこの場で一緒に考えるようにしていただきたいと思うのが一つと、この間の話しを聞いて、すごくいいと思ったのが、3点ぐらいあります。一つは、18歳までを子どもという規定は撤廃して、18歳以降の子もこども家庭庁は全部範疇に入れるということ。各省庁が厚労省や文科省が縦割りだったのを、子どもファーストでいくために、その省庁の上にこども家庭庁を置く形になると聞きました。

そうなれば、今まで縦割りでこぼれている子どもたちをこども家庭庁が救うことができる聞き、これから課題が出て来てどこの管轄でもない物は、全てこども家庭庁なんやなって思いました。こども家庭庁の長官が文科省の大臣に向けて、勧告ができるような仕組み作りをしていると聞きました。あと障害のある子どもは厚労省でしたが、子どもに関しては全部、こども家庭庁が管轄すると説明がありました。今後もこの場で議論や情報共有ができるようにしていただけるとありがたいなと思いました。

《こどもえがお部長》

先ほど、こども家庭庁の話が出ましたが、今回の条例改正の中でも、その他所要の改正という事で、項ずれの改正を行っております。

従来であれば、厚生労働大臣が内閣の方に意見を聴取するということでしたが、今度は逆に、こども家庭庁の方が厚生労働省や文科省の方に意見を聞くという改正に伴って条ずれが起こっています。そういった改正も含まれています。

あと、令和5年4月からこども家庭庁が出来ますが令和6年4月からは、こども家庭センターが市町村に置かれることとなります。

そういった前段として羽曳野市においては、令和4年4月からこどもえがお部という形で組織改正したところです。

《子育て給付課長》

追加で説明させていただきます。

そもそも虐待の禁止規定という所で、今回この条例の26条を削除しましたが、その前段でそもそも虐待禁止が規定されております。今回特にここに関しては、条例改正は行いませんが、「特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」というところが条例に記載されております。今回ここに関しては改正をいたしませんので、これをもって虐待をしてはならないというふうになります。

それとは別で、これまで懲戒という括りがあったので、懲戒の権限を乱用してはならないというところだけが削除されて、職員が虐待をしてはならないというところはそのまま残ります。

【採決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第33号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

- 学校教育課長より、資料に基づき、執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明があり承認を求めました。

《学校課長》

議案第33号、「執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明させていただきます。

羽曳野市立学校園校区審議会の廃止により、所要の改訂を行う必要があるため、その改正について意見を伺うものです。

内容としましては、執行機関の附属機関に関する条例において、羽曳野市立学校園校区審議会を削除します。

よろしく願いいたします。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第6 議案第34号

『国史跡古市古墳群保存活用計画』のパブリックコメントの
実施について

- 文化財課長より、資料に基づき、国史跡古市古墳群保存活用計画のパブリックコメントの実施について説明があり承認を求めました。

《文化財課長》

『国史跡古市古墳群保存活用計画』が文化庁や大阪府教育庁の指導を得て、古市古墳群整備検討委員会に諮った上で原案ができ上がりました。本日は、概要版で説明させていただきます。

前回は、平成26年3月に『国史跡古市古墳群保存管理計画』を策定しました。この計画以降に文化財保護法が改正され、万全な保存を図った上で積極的に文化財を活用するという事が盛り込まれました。

また、羽曳野市では、白鳥陵古墳周堤が新たに史跡に追加されました。あわせて令和元年7月に世界遺産に登録されたことを受けまして、史跡の追加指定と世界遺産登録時の追加的勧告に対応するために、改めて保存活用の基本計画を示す必要が生じたことから本計画を策定しています。

大綱として、三つのテーマを設定しております。

一つ目は、史跡の本質的価値を確実に保存し未来に継承する。

二つ目は、人々が身近に親しめる、史跡の本質的価値を理解する場、憩いの場として活用を図る。

三つ目として、史跡の本質的価値を分かりやすく伝えることができるような整備を行う事としております。

そのために保存、管理、活用、整備について基本方針を示させていただいております。

保存管理については、日常的な保存管理をしっかりと実施する事。必要に応じて調

査を実施する事。史跡周辺に積極的に保存を図る範囲を設定し発掘調査等で遺構が確認された場合は、保存を図っていくという事しております。また、民有地の公有化を推進すると書いていますが、あくまでも所有者の意向を受けて、しっかり対応していくということになります。

活用については、イベント等で史跡の情報を発信して、古墳に親しんでいただくという事になります。本市では、市民フェスティバル開催時に峯ヶ塚古墳に登っていただき親しんでもらうことを実施しておりますので、引き続き行ってきたいと考えております。

整備については、大規模な復元整備を実施するというだけでなく、日常管理として整備を図っていくという事になります。まず、保存のための整備として、墳丘等の土の流出やため池等で墳丘裾が洗掘されている場合などは、緊急的な修復工事を実施します。

活用のための整備としましては、史跡を分かりやすく解説するための案内板や誘導板の設置、情報発信に努める事を記載しております。

こうした内容が固まりましたので、市民の方に広く意見をお聞きするためにパブリックコメントを実施するものです。

期間については、パブリックコメントは通常 1 ヶ月程度と定められていますが、今回は、前回の改正版ということになりますので藤井寺市との協議の結果、2 週間程度の応募期間とさせていただきました。

期間については、2月14日（火）から2月27日（月）までとなっています。

回答様式は、不問としており広く意見を聞くように実施させていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

《多田委員》

古市古墳群保存活用計画には、堺市は入らないのですか。

《文化財課長》

堺市は、百舌鳥古墳群として百舌鳥古墳群保存活用計画があります。

《古山委員》

良いコメントがいっぱい寄せられるといいですね。

看板の作成や周辺整備を一緒にやりたという人が日本中にいるような気がするので、泊まり込みでこのイベントに参加できるみたいな、羽曳野市に来てもらうという事をパブリックコメントの一つとしてお願いしたいです。

【採 決】 本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第7 議案第35号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課課長補佐より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり承認を求めました。

《教育総務課課長補佐》

後援名義の使用許可について、ご説明させていただきます。

資料をご覧ください。

新規申請事業1件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの3件になります。

新規申請事業は、団体名は「一般社団法人 ママと子どもの子育てラボ」事業名は「キッズマネースクール おみせやさんごっこ ～はたらくってなーに？～」です。資料をご覧ください。

事業実施日は、令和5年6月18日(日)です。事業内容としましては、お金の歴史や外国のお金について学び、おみせやさんごっこを通じて働くことの大切さや喜びを親子で学ぶ事を目的としております。

「羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱」第2条第1項による許可対象事業の要件はクリアしており、なおかつ第2条第2項の「許可を行わない事業」の要件には該当しないと考えております。

2枚目以降に予算書等の資料を添付しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

次に継続事業が3件ございます。

前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

1件目は、専決日令和5年2月3日、団体名は「一般社団法人 障がい児成長支援協会」、事業名は「第4回 保護者のための特別支援教育講演会」です。

2件目は、専決日令和5年2月7日、団体名は「こどもまつり実行委員会」、事業名は「ミニこどもまつり」です。

3件目は、専決日令和5年2月7日、団体名は「大阪府在日外国人教育研究協議会」、事業名は「第31回 大阪府在日外国人教育研究協議会 研究集会（南大阪大会）」です。

いずれも後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《各委員意見・質問なし》

【採決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第8 その他

- (1) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。
- (2) 学校教育室長より、卒業式等のマスクの対応については、基本的には大阪府のマニュアルに沿って行き、卒業証書授与時などは「マスクを外しても良い」と呼びかけることの報告がありました。

《教育長》

次の議案の審議に入ります前に、発議がございます。

議案第36号につきましては、市議会上程前である議案、また、議案第37号につきましては、人事に関する議案でございます。

羽曳野市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、秘密会として行いたいと思います。

このことにつきまして、異議はございませんか。

《全委員》

異議なし

《教育長》

ご異議がないようですので、議案第36号及び議案第37号は、秘密会といたします。

日程第9 議案第36号

令和5年度羽曳野市一般会計予算（教育委員会関係）（案）について

《教育長》

まず初めに、令和5年度の主要事業等の概要について、森井次長より説明、よろしく願いいたします。

《教育次長》

私の方から羽曳野市の一般会計予算新年度分について、概略の説明させていただきます。

まず1枚目をご覧ください。羽曳野市の一般会計予算全部を示したものです。一番下に全額計上したものが載っていますが、令和5年度は44,817,135千円、これが羽曳野市の当初予算でございます。この額は、前年比1.043%の増加となっております。そのうち、教育費に係る予算が一番上の段です。令和5年度は、5,053,453千円で、こちらは前年比9.8%の増加となっております。全体に比べて大きな増加

となっています。全体に占める教育費の割合は、前年 10.7%、今年度は、11.3%と上昇しております。また、2年前が 9.6%でしたので、1.5%か2%近く増加しています。次に 2 枚目以降に、個々の主な事業について書いていますが、特に増額が大きいものとして、事業番号 6 番、8 番、16 番、66 番、79 番などで、これは主に施設関係の予算でございます。また後程、説明させていただきます。次に、35 番は、指導者用デジタル教科書等の購入などの小学校運営に係るもので、ここも大きな伸びとなっています。あと、18 番、19 番の学校給食関係事業、こちらは、新しい給食センターの建設に向けて増額の予算となっています。個別の主要事業については、各担当課長より順次ご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。以上になります。

《教育総務課参事》

教育総務課予算にかかる主な事業内容についてご説明させていただきます。

事業番号 1 から 17 までの教育総務課予算の内主要な事業について、説明させていただきます。

小学校と中学校共通の事業につきましては、併せてご説明させていただきますのでご了承お願いいたします。

事業番号 2、12 の学校運営事業は、羽曳野市立小学校 13 校と義務教育学校 1 校及び中学校 5 校における、適正かつ円滑な運営管理と児童・生徒の快適で安全な学校生活の提供を目的としております。

続きまして、事業番号 3、4、13、14 につきましては、支援学級を含む学校の授業等で使用する備品等の購入費となります。学校規模や児童・生徒数により予算の配分額を決め学校に配当し、学校からの要望に基づき、ヒアリングした上必要な備品について精査しております。

事業番号 6、11 学校施設管理事業につきましては、羽曳野市立学校の管理運営・施設営繕です。

各小中学校の光熱水費、施設修繕、消防設備や浄化槽等の法定点検手数料、維持管理委託料等を計上しております。

大規模な改修計画によらず緊急度の高い日常的な修繕（雨漏りや消防設備修繕等）や法令適合等早期に実施しなければならない工事につきましては、修繕や改修工事などで対応してまいります。そのために、令和 5 年度については、修繕費を經常と臨時的経費併せて、令和 4 年度と比較しまして小学校 50,978 千円を 48,978 千円に減額、中学校が 29,022 千円を 31,022 千円に増額して予算化しております。

事業番号 8 空調設備設置工事につきましては、令和 4 年度から引き続き小学校・義務教育学校の屋内運動場にて空調設備設置工事を行い、令和 5 年度で事業完了となります。対象校は駒ヶ谷小学校、西浦小学校、高鷲小学校、丹比小学校、白鳥小学校、高鷲南小学校、恵我之荘小学校、はびきの埴生学園の前期と後期の 7 小学校と 1 義務教育学校の 8 校、全体で 9 施設となります。

事業番号 9 小学校施設整備事業は、令和 4 年度に引き続き、羽曳が丘小学校のプール改修工事を行い、学校生活の充実を図ります。また、丹比小学校屋内運動場にて屋根改修工事を行い、施設の老朽化対策を図ります。

事業番号 10、17 教育用コンピュータ設置事業につきましては、国の促進事業に基づき、校内通信ネットワークの保守及び生徒がタブレットを活用した、ICT 教育環境の拡充を図ります。

事業番号 16 中学校施設整備事業につきましては、河原城中学校におけるバリアフリー等改修工事及び高鷲中学校での近隣対策として防球ネット設置工事を計上しております。また、令和 4 年度に引き続き、誉田中学校のプール改修工事の基本設計及び実施設計の策定業務を行います。なお、工事費につきましては、令和 5 年度 6 月での補正予算で計上を予定しており、令和 5 年度内に完了させ、令和 6 年度のプール授業再開に向けて事業を進めてまいります。また、はびきの埴生学園の受水槽が経年劣化により改修が必要であるため、更新工事の設計費を計上しております。

《食育・給食課長》

事業番号 18 小学校給食事業、19 中学校給食事業です。

項 6 保健体育費、目 2 学校給食費、全体で令和 5 年度 599,726 千円、前年度と比べて 69,296 千円の増です。

主なものとしましては、事業番号 18 小学校給食事業では、昨年度、別事業としていました学校給食センター整備事業を統合したことにより、その基本設計等委託料を計上したことや、はびきのエルエスに対する補助金のうち、社員の定年退職による退職金を計上したことにより増加したものです。また、事業番号 19 中学校給食事業においては、提供日数の増加に伴い、調理業務等委託料が増加したことによるものです。

《学校教育課》

学校教育課の事業としては 20～51 にあたります。

次年度における学校教育課の特色ある事業として 5 点あげられます。

1 つ目に事業番号 24 支援教育基盤整備事業が挙げられます。

現在、肢体不自由児を対象に介助員を付けております。しかし、肢体不自由児以外にも、障がいをもち、介助が必要な児童生徒がいます。そのため今年度より事業の中に支援教育介助員を加え、対象を肢体不自由児以外にも広げて配置しました。今年度は 2 名の配置ですが、次年度は 5 名の配置を検討しております。

2 つ目に事業番号 34 スクールソーシャルワーカー配置事業です。

児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがあります。

このような問題に対し、児童・生徒が、自らの力で問題の解決を図れるようにす

る支援の一端を担っていただくのがSSW（スクールソーシャルワーカー）です。昨年度と今年度でSSWを増員し、体制としては5名となりました。福祉の視点からのアセスメントや、関係機関との連携において成果もあげているところですが、大変ニーズが高く、さらなる増員をめざしていきます。

3つ目に、事業番号38、45 0A 経費です。

一人1台端末を利活用した授業づくりのサポートや校務のデジタル化、機器の保守などにおいて、包括的な支援を行うためにGIGA運営支援センターの運営を委託するものです。運営業務の中にはICT支援員として、教員に対し、タブレットやアプリの活用の研修の計画や実施、教材づくりのサポート、授業の中での、教員や子どもたちへの操作のサポートなどを行い、教員や子どもたちの端末の利活用が促進することに期待できます。

また、校務のデジタル化については、校務支援システム構築のための作業、アプリの設定作業、児童生徒に貸与している端末については、年度更新作業（端末の初期化や清掃）なども行っています。

4つ目に事業番号46 中学校教育振興費の英語教育推進事業助成金です。

中学校教育振興費の英語教育推進事業助成金についてですが、グローバル化の進む中、英語に関する検定や資格の取得に注目が集まっています。大学・高等学校の入学試験においても、検定資格を取得することが有利になることがあるなど中学生ならびに保護者の関心も高くなっております。しかしながら、自分自身がどの程度の英語力を持っているのか不安に思う子どもたちにとって検定料は決して安価ではないため、受験を躊躇する場合も少なくないと思われます。そこで、英検IBAという自分自身の英語力を客観的に確認することのできるテストへの補助を行うことで、子どもたちがそれぞれの英語力を把握し、自分自身の学習の見直しなどに役立てることができるとともに、英検の取得をめざすことにつなげることができると考えております。また、教職員にとっても、子どもたちの英語力を客観的に把握することで、今後のより良い指導に生かすことができると考えております。

5つ目に事業番号50 海外招聘英語指導事業の英語ドリームフェスティバル消耗品費です。

英語ドリームフェスティバルについては、令和5年7月24・25日の2日間、小学校・義務教育学校5・6年生より希望を募り、丸一日ALTと英語で活動できるイングリッシュデーのイベントを企画しております。英語を使う場面をたくさんつくり、使えた喜びを感じさせる経験をさせることにより、子どもたちの今後の外国語・英語学習の意欲につなげたいと考えております。会場はアサガオ教室や小学校グラウンドなどで検討中です。

《こども政策課長》

事業番号52、53及び55から58の6つの事業を説明させていただきます。

まず、事業番号 52 幼稚園施設管理事業よりご説明いたします。こちらは公立幼稚園の施設管理運営に係る光熱水費、修繕費、浄化槽法定検査、害虫駆除等の予算として、11,016 千円を計上しております。

次に、事業番号 53 幼稚園運営事業としまして、公立幼稚園の消耗品、園の図書、園具設備備品等の購入、各種の検査、会計年度任用職員の人件費と、子育て給付課予算の日本スポーツ振興センター負担金等とあわせまして、49,887 千円を計上しております。

次に、事業番号 55 幼稚園保健衛生費ですが、公立幼稚園の内科、歯科、薬剤師の園医手当、また検尿他各種検査、水質検査等の衛生検査として、5,119 千円を計上しております。

次に、事業番号 56 幼稚園施設改修は、埴生幼稚園の保育室の増築のため、33,161 千円を計上しております。3 歳児保育が始まったころに比べ、園児数が増加しており、現在、5 歳児は、遊戯室を保育室として使用しているため、増築工事を行っております。令和 5 年 8 月供用開始予定とし、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、工事を進めております。

次に、事業番号 57 幼稚園運営【総務】につきましては、具体的には、新型コロナウイルス感染症対策事業費ということで、公立幼稚園 8 園に、手指消毒アルコールやマスク等の購入のため、1 園 50 万円の消耗品費として、4,000 千円を計上しております。

最後に、事業番号 58 はびきの E-K i d s ! 事業は、公立幼稚園と公立認定こども園の園児を対象として、楽しみながら英語を学べるプログラムを提供するものです。外国人スタッフと一緒に英語の歌を歌ったり、ゲームをしたりすることで、子どもたちが自然と英語に親しみ、習得することを目的としており、NPO 法人に委託し実施しているところです。689 千円を計上しております。

《子育て給付課長》

私からは、事業番号少し戻りまして 54 番、59 番を説明させていただきます。

事業番号 54 私立幼稚園助成事業。こちらは子どものための教育・保育給付費負担金は、認定こども園などが本市在住の就学前児童に教育保育を実施した対価として、市から施設へお支払いするものです。次に子育てのための施設等利用給付費負担金は、3 歳から 5 歳までの幼児教育・保育の無償化制度が開始されたことにより、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、新制度に移行されていない幼稚園を利用する保護者に代わって施設に対し、子育てのための施設等利用給付費を支給するものです。未移行幼稚園における副食費補足給付費は、未移行の私立幼稚園を利用する児童の保護者の所得に応じて給食費のうち、副食費に係る費用を補助するもので、これらを合計しまして、353,774 千円を計上しております。続きまして、事業番号 59 一時預かり（新型コロナウイルス感染症対策分）につきましては、駒ヶ谷幼稚園で実施している預かり保育の事業を継続するため、消毒

液等の消耗品の購入に係る経費として 300 千円を計上しております。

《社会教育課長》

事業番号 60 番から 67 番までの社会教育課の主な事業について説明をさせていただきます。

事業番号 60 社会教育事業の主な事業内容としまして、会議及び講座の開催としまして、社会教育委員会議、識字学級があります。社会教育委員会議の開催は、本市社会教育振興のため、社会教育委員を委嘱し会議を開催しています。会議は年に 2～3 回程度行っております。

識字教室は、教員や元教員が講師となり、読み書き能力の習得を望む方を対象に週 1 回程度成人教育として開催しております。令和 5 年度は 43 回の開催予定です。社会教育団体への助成としましては、婦人団体協議会・文化連盟・PTA 連絡協議会に対して助成を行っております。以上の事業などがあります。

次に事業番号 61 青少年育成事業の主な事業内容としまして、青少年教育団体への助成として青少年指導員連絡協議会・青少年健全育成推進協議会・こども会育成連絡協議会に対して助成をしております。

イベントの開催につきましては、青少年健全育成推進大会等開催、ふれ愛キャンプの開催、20 歳の集いの開催があります。

教育コミュニティ事業としては放課後子ども教室、学校支援地域本部、親学習があります。

その他の事業といたしましては、野外活動広場の管理、青色防犯パトロールがあります。

青色防犯パトロールは、青色回転灯付公用車にて、2 班体制で市内 13 の小学校園区の通学路等を巡回します。以上の事業などがあります。

次に事業番号 64 留守家庭児童会運営費につきましては、保護者の就労等によって留守家庭となる児童に対し、市内 14 小学校園区において留守家庭児童会（学童）を設置している運営事業費です。令和 4 年 5 月 1 日時点の利用人数は 1,116 人、開設クラス数は 30 クラスとなっています。令和 5 年 4 月からの利用予定（申込）人数は 1,141 人となっており、ここ数年は右肩上がりで利用人数は増加しています。土曜保育の通年開催も今年の 7 月から始まりましたので、留守家庭児童会の指導員の賃金なども昨年度より増加しています。

次に事業番号 65 生活文化情報センターの運営事業費です。

生活文化情報センター「LIC はびきの」の管理及び運営にかかる事業と文化振興にかかる公演事業等を指定管理者に委託して実施しております。昨年度からの主な変更点は公演実施事業の中に従来開催しておりました羽曳野市民文化祭が組み込まれ、新たにモノマネ芸人の演劇やキャラクターショーを開催する予定です。

次に事業番号 66 生活文化情報センターのエアコン等入替事業です。

昨年度に引き続きまして、生活文化情報センターに設置しておりますエアコンが

老朽化しているため、新しいエアコンに入れ替えます。また、LIC はびきのホールMの舞台機構設備も老朽化しているため修繕を行います。

《文化財課長》

文化財課の令和5年度の事業は事業番号68番・69番・70番の3つになります。

先ず、事業番号68の文化財保護及び発掘調査費です。

文化財保護法などにに基づき、個人住宅建築工事、民間開発工事及び市の公共事業等に対して、発掘調査や試掘調査、工事立会等を実施します。また、発掘調査等で出土した土器等の遺物について洗浄や実測などの整理を行い、調査成果をまとめて報告書として刊行する予定です。

史跡峯ヶ塚古墳について、本年度に引き続き墳丘北側のくびれ部の「造出し」と墳丘の取付き部分の確認調査を実施します。なお、今年度出土した「大型の石見型木製はにわ」について保存処理が必要ですが、現在、関係機関と調整中ですので、実施方法等が確定し次第、補正予算対応とさせていただきます。これについては、クラウドファンディングによって広く一般市民の方からの寄付をお願いする予定となっております。また、石川中流域の前期古墳について、国の史跡指定を目指し壺井丸山古墳の確認調査を行います。

市内の史跡地や史跡公園等、10か所で除草・清掃等の管理作業を行います。来年度も史跡応神天皇陵古墳外濠外堤で約900㎡の公有化を進めてまいります。

今年度、先ほど説明しました『国史跡古市古墳群保存活用計画』を策定しましたが、引き続き世界遺産登録時にイコモスから指摘があった整備手法の見直し等を検討する『史跡古市古墳群整備基本計画』を藤井寺市と共同で策定作業を進めます。

最後に、文化財保護法等によって指定、または登録された貴重な文化財を所有し、公開・活用していただいている所有者の方に助成金を交付します。特に、壺井八幡宮では重要文化財の神像を安置している本殿の防犯・防災工事を次年度から行いますので、約4,000千円の随伴補助を行う予定です。

予算の内訳は記載の通りですが、発掘調査費の5割、公有化費用の8割が補助金となりますので申請を行っています。

次に事業番号69文化財保護審議会費です。

市内にある歴史遺産のうち、文化財保護法・大阪府文化財保護条例により指定された以外の文化財で、地域との深い関わりを示す歴史遺産を保存・継承及び活用を図るため、文化財保護条例に基づき、候補物件を選び、調査などの作業を経て、文化財保護審議会に諮った上で、市の指定文化財に指定します。

過去2年間コロナ禍で資料調査や審議会が出来ませんでした。今年度は再開して、今後の方針を改めて協議・調整したところです。来年度からは具体的な物件の選定を行います。

3つ目、事業番号 70 シンポジウムと歴史ウォーク事業です。

歴史街道推進協議会に再加盟しましたので、他の自治体と連携し、世界遺産である古市古墳群や日本遺産である竹内街道をはじめ、豊富な市内の歴史遺産のPRや情報発信、共同事業等を通じて、近畿圏を対象に観光資源としての活用を図ってまいりたいと思っています。

《世界遺産課長》

事業番号 71 世界遺産保存活用事業について説明いたします。令和元年に登録されました世界遺産古市古墳群ですが世界遺産登録の大きな目的といたしましては、百舌鳥・古市古墳群の保存と活用、また、次世代への継承というものがございます。この目的に係る情報発信や啓発、また緩衝地帯を含めた環境整備及び来訪者を円滑に誘導するなどの対策を行ってまいります。内容といたしましては、小学校や中学校に毎年配布しております世界遺産の価値を伝える副読本や年末に好評いただいておりますオリジナル年賀はがきなど印刷製本費用を計上しております。年賀はがきにつきましては、令和4年度は、6000枚を完売いたしました。令和5年度も前年並みの製作を予定しております。また、4月に菜の花、10月にはコスモスと毎年応神天皇陵古墳外濠外堤で多くの皆さまにお花摘みを楽しんでいただいております。古墳に親しんでいただくという事でそういった花畑の管理ですとか来訪者向け看板の今回は、多言語化を中国語の簡体・繁体語と加えてフランス語での解説も今年度は予定しております。また、こういった活動には、文化庁、宮内庁、大阪府、堺市及び藤井寺市と非常に多数の組織と連携をとりながら活動を進めてまいりましたので、そのための会議等の運営負担金を計上しております。最後に助成金といたしまして、市内で活動していただいていますボランティアガイドさんや藤井寺市と共同で運営しております、もずふる応援隊等が主体となって開催するイベントや講座に対しての運営助成金なども計上させて頂いております。このような活動を通して、世界遺産の価値を伝えて継承していくという事を今年度も予定しております。

《陵南の森公民館長》

事業番号 72 陵南の森公民館です。

例年開催しています「はびきのふれ愛学」と銘打ち、年間を通じて教養講座、入門講座、親子ファミリー企画等、多様な講座を開催していきたいと思っています。歴史文化講座については、本市の文化財課の職員に担当してもらい、発掘調査の成果を紹介し、出土遺物の実物や現場写真を見もらうことなどを通じてリアルに歴史を学べる講座にしたいと思っています。

令和4年度までは、年度途中まで新型コロナウイルス感染症拡大防止策のため、各部屋の定員に人数制限を設けていましたが、来年度からは定員制限も撤廃され、通常の教室運営に戻ります。陵南の森の一大イベントである「ふれあいフェスタ」も老

人福祉センターと協力し4年ぶりに開催の予定となっています。
新型コロナウイルスの状況を注視しながら、感染症対策を講じて「公民館」の役割を果たしていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

《青少年児童センター館長》

事業番号73 青少年児童センター運営費という事で主な事業内容をご説明いたします。

青少年児童センターの事業内容としまして、青少年学習活動推進事業は、各種文化教室、サッカー教室を開催しております。子育て支援事業は、親子体操を開催しております。青少年自主活動支援事業は、中学生の学力向上教室を開催しております。一般開放事業は、体育館、運動広場、各教室の一般開放を行っております。

今年度は、給食センターとの複合化事業といたしまして、施設整備及び体育館改修の基本設計等の委託を行う事になっております。

《図書館課長》

図書館課は、事業番号74番から77番になります。

事業番号74 図書館0A経費は、昨年10月よりスタートしました電子図書館サービスの引き続き運営等がありますが新規事業としまして中央図書館、陵南の森図書館にWI-FI（無線LAN）を設置することになります。そして、インターネットを閲覧する事のできるパソコン1台を設置する予定です。これにより図書館で調べものをするとき、インターネットと図書館の本の両方を利用していただくことができます。

続いて事業番号75 図書館総合運営事業は、通常図書館運営になります。来年度図書資料費が今年度に比べまして、電子図書館が出来たことにより、少し減額となっています。また来年度は、陵南の森図書館が開館して40年になりますので、40周年記念講演会等も予定しております。

次に事業番号76 ブックステーション施設管理は、現在図書館6館ですが図書館から離れた地域の方々への図書館サービスの拠点として、ブックステーションはびきのコロセアムの運営経費です。

次に事業番号77 子ども読書活動推進については、大阪府の新子育て支援交付金を活用しまして、来年度、学校と連携をして、子どもたちが使用しているタブレット端末で電子図書館の本を読んでもらえるようにします。そして、児童書の読み放題パックを導入しまして、電子図書館サービスを活用し、子どもたちの読書環境の充実を図ろうと予定をしています。

《スポーツ振興課長》

事業番号 78 と 79、最後の 2 つの事業となります。

まず、事業番号 78 体育振興事業ですが、市民体育祭やマラソン大会等のスポーツ大会等にかかる事業費や、体育協会、スポーツ少年団等の関係団体への助成金等の予算を計上しております。

次に、事業番号 79 体育施設管理運営事業につきましては、体育館、グラウンド、テニスコート、グラウンドゴルフ場、本年度オープンしました市民プール等の 15 のスポーツ施設に関する予算となります。スポーツ施設は指定管理施設と直営施設がありますが、主にはびきのコロセアムやグラウンドゴルフ場といった指定管理施設については、指定管理料の割合が多く占めています。また、各施設の老朽化も進んでいますので、設備の修繕等も支出の一定割合を占めています。大きなところでは、平成 9 年に竣工し 25 年経過しているはびきのコロセアムのメインアリーナの間仕切り幕更新工事（バスケットコート 3 面の間仕切り）やサブアリーナ屋上防水シート補修工事等があります。

また、市内 15 のスポーツ施設の長寿命化計画（別名、個別施設計画）を策定し、長期的な機能維持とコスト縮減・平準化を図ります。

更に、これにあわせて、市域東部に位置する市民体育館の大規模改修及び市民体育館屋外テニスコートと駒ヶ谷テニスコートの集約化に向けた基本構想・基本計画を策定する予定としています。体育施設管理運営事業全体の事業費としては、約 3 億 3,400 万円と本年度よりも約 2 億 9,000 万円程度減少していますが、これは主に本年度にオープンした市民プール整備に伴う事業費を 4 億円程度計上していたことからその分等で減少となっています。

《古山委員》

今回の予算に対しては、説明をお伺いし意見はないです。

必要なものにお金をかけていただいていると思います。以前にもお伝えしましたが予算に限りのある中で知恵を出し合い進めて行く、その時に個々の事業ごとではなく全体のバランスを考え進める部署が市役所の中にありますよね。

《教育次長》

教育委員会では、教育総務課が担っていますが各課の事業があり、それを総括しどこに焦点を当て進めて行くのかという政策面は非常に弱いところがあります。先月も少し伝えましたが、この 4 月に機構改革があり教育総務課が教育政策課に代わり、もう少し政策、特に学校を含めた政策に力を入れていこうと考えております。来年度以降は、少しずつ変わっていくと考えています。

《古山委員》

今年 1 年、学校現場と話し先生が希望を出されたものに対して、全て叶えてあげたいけどお金をどうするのか。行政って大変なんやなってすごく分かりました。子どもファーストで考え、教育のためにどうやって各課のバランスをとっていくのか考える部署ができるという事ですね。

《教育次長》

そうですね。キーとなる部署ができるということですよ。以前からずっと継続している事業もあり、何かをやめていくというところに非常に力がいきます。また、団体等もありバランスを取りながら、しっかりと方向を示していけるような組織になっていくといいかなと考えています。

《古山委員》

事業を立ち上げて評価し、選別する事が大変だと伺いましたが、例えば、事業番号 24 番「学校教育課の障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する」というのは、抽象的ですがすごく大事だと思っています。学校現場で視覚優位や聴覚優位の子どもがいます。各学校の要望で教材を渡すのではなく、羽曳野市全体で視覚優位や聴覚優位の子どもの教材を作りそれぞれの学校に整備する。そういう事を政策で考えるのかなって思っています。

《教育次長》

教育総務課は、どちらかというと主にハード面を中心に見てきたところがあります。施設の改善や電話の増設などを行ってきましたが、ソフト面に関しては情報が少なく分からないところもあります。今後、政策を考えていく時は、指導主事の先生に入ってください、しっかりと議論し進めて行きたいと考えています。また、就学前の子どもたちについては、こどもえがお部で考えていますので、こどもえがお部との連携もしっかり組織内でやっていきたいと考えています。

《古山委員》

青少年児童センターや図書館の取組はすごいと思って聞いていました。タブレットを利用し図書に親しむ。青少年児童センターの親子体操や中学生学力向上教室は縦割りではなく、もっと学校の先生たちが協力し子ども達の支援が出来れば相乗効果でお金がなくても出来るのかなと思いつつ聞いていました。先ほど世界遺産や文化財を PR するとおっしゃっていましたが、学校の部活で例えば発掘調査のユーチューブを見る等の部活があってもいいし、遠足は、わざわざ遠い所に行かなくても世界遺産や文化財を回るみたいな事を積極的に入れたら子ども達が羽曳野に戻ってきて、この文化財を守ろうとかこの文化財を発信しよう

と考えるかなとすごく思っていて、もっと事業同士が連動するような何か来年以降出来るといいかなと思って聞いていました。

《教育長》

文化財課は、学校に出前授業なども行っていますし、社会見学等で文化財を見学することもできます。

《新熊委員》

ご説明いただき有難うございました。

感想としましては、全般的に教育予算が増額している事は大変ありがたいです。ハード面、ソフト面に関しても着実に毎年充実してきていますので、今年度でしたら体育館の非構造部材の耐震化やブロック塀の改修をしていただきました。

また、体育館にエアコンを設置していただけるので快適に授業を受けられ、災害が起きた時の体育館の使用も必要だと思うのでやって頂きたいと思います。

ソフト面に関しては、今年度からオリジナルティーチャーの配置があり、教科担任制ということで学び方も大変充実していると思います。また、パソコンやタブレットを使ってAIアプリ「ドリルパーク」を家でも積極的に学習している姿を見ると、やはり本とかノート、プリントといった紙での勉強と端末を使った勉強、両方を併用することで学力の向上が見込まれると思っています。

学校の促しがあって、うち読もかなり子どもが積極的にやっているの、今後図書館で電子図書が子どもたちの端末で利用できるという事で大変読書が進むだろうと思っています。

希望としましては、子どもが読書で終わるのではなく、学校の国語の授業でやっているような他の人の意見や感想を聞ける読書会みたいな場を図書館で開いていただけたらと思います。そうすれば、さらにインプット率が高まって、また読書の深みが増すと思います。

他の人の意見を聞く事で多角的に本をとらえるというか理解することで、また国語力もアップすると思っています。子どもたち自身で読書会を開くのは難しいと思うので、司書の先生方がファシリテーターとして読書会を開いていただく。そういう場を設けて頂きたいと思います。

また、課題を決めその日に向かって、みんなが読書を行いプレゼンするような機会があれば、さらに読書を促されると思いますので、ぜひ、お願いしたいと思います。

質問ですが事業番号 77 番です。

「子ども読書活動の推進」の児童書読み放題パックは、ほぼ無制限に何冊でも読めるのですか。

《図書館長》

本市が導入しております電子図書館は、冊数に制限があります。例えば、講談社の50冊パックが幾らとか、どこどこの100冊パックが幾らと金額が決まっております。本市は、50冊パックを導入します。

ただし、その50冊は同時に何人でも読むことができ、みんなで一緒に読んで頂けます。そういう意味では制限はございません。

《新熊委員》

子ども読書活動推進事業の図書資料が令和4年度から半減していますが、その分はそのパックで利用される感じですか。

《図書館館長》

そうです。

《新熊委員》

ありがとうございました。

【採決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第10 議案第37号

令和5年度羽曳野市立学校管理職人事について

●学校教育室長より、令和5年度羽曳野市立学校管理職人事について説明があり、承認を求めました。

教育長より次回の3月定例教育委員会議を、3月29日（水）に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午後12時45分